

令和元年第8回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年8月26日 開会

令和元年8月26日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



# 令和元年第8回教育委員会定例会

令和元年8月26日（月）  
午後3時30分 開会

## ○ 議事日程

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 行事報告

### 4 報告事項

報告第42号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年8月分）について

報告第43号 令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手の再任用について

報告第44号 令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手の新規招致者について

報告第45号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）教育予算について

報告第46号 平成31年度全国学力・学習状況調査結果について

### 5 議案審議

議案第15号 令和2年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択について

議案第14号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について）に同意することについて

議案第15号 新十津川町議会定例会提出議案（公の施設の使用料等の改定に伴う関係条例の整備について）に同意することについて

### 6 その他

### 7 閉会

## ○ 出席委員（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

## ○ 欠席委員（0名）

## ○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長

後 木 満 男

主幹 富 田 豊  
学校教育グループ長 西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより令和元年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎富田主幹

それでは、私のほうから行事報告について説明させていただきます。行事報告をご覧くださいと思います。令和元年7月11日から本日の8月26日までの行事をまとめております。まず7月16日ですが、新十津川中学校剣道部全道大会の出場報告ということで、7月10日に行われました空知大会の結果によりまして、団体男女と個人男女それぞれ3名が8月2日に行われる全道大会の報告に訪れました。7月17日、中学校芸術鑑賞事業で学校寄席で「落語と色物」がゆめりあで開催され、新十津川中学校の生徒162人、雨竜中学校生徒47人が寄席を楽しんでいます。7月23日、児童生徒・教職員の母村訪問の出発式。7月23日から26日までの4日間の日程で、第32回の児童生徒・教職員母村訪問研修を行い、出発に際しまして久保田教育長から激励の言葉を述べております。本年度は、小学校児童23人、中学校生徒4人、教職員5人、教育委員会1人、合計33人で訪問となっております。今年是一段と高温の時期でしたが、十津川村の方々の歓迎を受け、体調を崩した児童もいなかったようで、たくさんの思い出とともに元気に帰町しております。7月23日、空知滝川リトルシニア全国大会出場報告ということで、8月7日から11日に茨城県のつくば市で開催されております第8回東日本選抜野球大会に本町の

中学生4人も参加していることから町長へ報告がありました。7月29日、村井元新十津川中学校長の叙勲伝達式で、熊田町長より叙勲瑞宝双光章の伝達が役場町長室で行われ、久保田教育長も立ちあいに行っております。村井先生は滝川から移住で、退職は平成11年3月31日に新十津川中学校で退職されております。8月3日、第40回の新十津川中学校剣道大会に関連して報告いたします。空知大会を勝ち抜いた新十津川中学校の剣道部男女団体それと個人6人がそれぞれ全道大会に出場しております。男子団体は見事優勝し、8月21日から大阪府で行われました全国大会に出場いたしております。残念ながら予選リーグで3位で決勝トーナメントへ進むことはできませんでした。また、新十津川中学校吹奏楽部が8月4日、岩見沢市民会館において開催されました第64回空知地区の吹奏楽コンクール中学校B編成の部において金賞を受賞しておりますが、残念ながら今回は全道への出場権を得ることができておりませんでした。8月5日から8日まで、長期休業中の学習サポート事業「やまびこ」を4回開催しております。参加状況につきましては、小学生の申込が157名、延べ出席者につきましては500名、中学生の申込者数は21名、延べ出席者数が55名となっております。また、採点指導のボランティアとして、学校教職員、PTA、ゆめクラブの指導者、ハーブガーデンにお住まいの高齢者、それに加えまして学生ボランティアとして北海道大学、北海道医療大学、藤女子大学の学生の皆さん延べ92名の方に協力をいただいております。8月9日、ALTの任命式ということで、英語指導助手のモリン・ライアン・クラークさんに新任の英語指導助手の委嘱状を町長より交付しております。同じく8月13日、ALTの任命式で英語指導助手、リュ・デリック・チさんに3年目の英語指導助手の委嘱状を教育長より交付しております。記載はございませんが、次に少年団の活動の結果について報告いたします。

新十津川尚武会の少年部が7月29日と30日、日本武道館において開催されました第54回全国の道場少年剣道大会において小学生、中学生団体に出場しております。中学生の部につきましては1回戦で敗退、小学生の部団体につきましても予選2回戦で敗退となっております。次に中体連以外か、7月20日、滝川市で開催されました北海道卓球選手権滝川支部予選で、新十津川中学校の2名がカデットの部でシングルスで3位以上の成績を収めまして、9月14日から旭川市で開催される全道大会の出場権を獲得しております。以上、行事報告とさせていただきます。

#### ◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

#### ◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第42号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和元年8月分)について事務局より説明願います。

#### ◎後木事務局長

それでは、私のほうから説明いたします。議案書3ページをお開き願います。表をご覧ください。小学校ですが、3年生の女子1名が転出しております。これは滝川市でございます。ですので、1名減の32人となっております。小学校3年生では男女合わせて56人となっております。小学校全体では1名減、298人でございます。中学校につい

て異動はございません。小中合計で461人から460人になっております。以上、報告第42号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第42号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第42号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第42号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和元年8月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第43号令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手の再任用について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の5ページをお開きください。氏名は、リュ・デリック・チでございます。再任用月日は、令和元年7月24日。任用期間は、令和元年7月24日から令和2年7月23日までの1年間でございます。任用については3年目となります。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第43号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第43号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。しかたがって、報告第43号令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手の再任用については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第44号令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手の新規招致者について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開きください。新規招致者でございますが、氏名、モリン・ライアン・クラークです。国籍はアメリカ合衆国、出身地はアイダホ州、生年

月日は1992年11月28日、26歳です。性別は男性、出身大学はボイシ大学、専攻は英語、教員免許については持っていません。任用期間としましては、令和元年8月5日から令和2年8月4日までの1年間でございます。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第44号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第44号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第44号令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手の新規招致者については報告のとおり了承されました。

続きまして、報告第45号令和元年度新十津川町一般会計補正予算(第4号)教育予算について事務局より説明願ひます。

◎後木事務局長

それでは、議案書の9ページをお開き願ひます。内容については別紙、10ページ、11ページをお開きください。10款教育費3項中学校費2目教育振興費、既定予算額42,046,000円、補正額260,000円、計42,306,000円でございます。補正額の財源は全て一般財源でございます。歳出について説明申し上げます。事業番号3番、課外活動事業で260,000円を補正計上いたしました。新十津川中学校が、内容ですが、新十津川中学校が中体連の剣道大会で全道優勝、団体優勝いたしました。それで全国大会に出場いたしましたので、この補正につきましては教育長の旅費分として135,000円、出場記念品として袴5着分125,000円、合計260,000円を計上しております。この補正につきましては、8月8日の臨時議会において原案の可決をいただいております。なお、生徒及び先生の旅費につきましては、当初予算でほかの部活と合わせて概算で計上済みでございますので、今回については教育長旅費と記念品の補正計上ということでございます。以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第45号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第45号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第45号令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）教育予算については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第46号平成31年度全国学力・学習状況調査結果について事務局より説明願います。

#### ◎後木事務局長

それでは、議案書の13ページをお開きください。内容は別紙のとおりといたします。この内容については、学校訪問等で小中学校から説明があったところがございますが、本教育委員会におきましても資料に沿って説明をさせていただきます。14ページから説明をいたします。今回の調査結果の概要でございますが、目的につきましてはこれまでも継続的にやっておりますので割愛をさせていただきます。2番、調査の対象でございますが、小学校6年生、中学校3年生。調査の内容でございますが、教科に関する調査でございますが、去年は小学校が国語、算数、中学校が国語、数学、理科でしたが、今年中学校が理科に替わり英語となっております。また、昨年までは国語と算数、また数学について知識に関する問題と活用に関する問題に分けられて出題されておりましたが、今年から変更され、そのような分け方にはなっていないということでございます。

また、質問紙による児童生徒への調査を今年も行っております。4調査の方式ですが、児童生徒全員ということで悉皆調査でございます。調査期日は、平成31年4月18日、参加状況については小学校が45人、中学校が46人でございます。続いて、教科に関する調査の結果でございます。（1）の正答率及び正答数の表をご覧ください。これにつきましては、それぞれ点数で表示をしております。この表の1番下の○のついているところ、◎のついているところをご覧くださいと思いますが、小中学校でも説明があったとおり全道平均との比較、全国平均との比較において、小学校の算数のみが全国平均を下回っておりますが、これ以外は全て全道、全国平均を上回る結果となっているということでございます。続いて、（2）の標準化得点比較でございますが、全国の正答、平均正答率を100としたときの新十津川町の小中学校の得点でございます。これも表の1番下段をご覧くださいと思いますが、今年度においてはいずれも100かそれ以上という結果となっております。先ほど全国で算数が小学校は低いというような話をさせていただきましたが、この数値については、単純に本町の正答数を全国の正答数で割り返したのではないということで、このような数値、全て100以上になっているということでございます。続いて、15ページ、16ページに入りますが、これについては小学校、中学校の結果をチャートに表した図となっております。この全国、全道平均と各教科の問題を区分ごとに円グラフで比較しております。15ページの小学校においては、国語の書くこと、書くことというのは、情報を相手に分かりやすく伝えるための記述、自分の考えをまとめて書くというところが全国より下回っております。このほか特徴的なのは、国語の伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項が大きく上回っているということです。この伝統的な言語文化と国語の特質という部分では、ことわざの使い方すとか漢字に直して書くというところが大きく上回ったという結果となっております。続いて、16ページの中学校でございますが、中学校につきましては、数学の関数の部分が全国よりも若干下回りましたが、これ以外は上回ることができたということでございます。また、質問の調査、質問紙調査でございますが、17ページ、18ページに経年変化の状況を示しております。年度ごとの差、上下はございますが、全道、全国と同様に年度ごとに上昇傾向にあるのかなと、右肩上がり、上昇傾向にあるのかなというふうに見ております。あとこの表の中で平成23年ございませませんが、震災で全国実施されなかったということから23年は入っておりません。また、この表の見方、いろいろな分析、小中学

校でもしておりますが、全てに当てはまるとは言えないと思うのですが、小学校6年生のときに例えば勉強しているという割合が高ければ、3年後、中学校3年のときにも割合が高くなっているという傾向が、このでこぼこが、そのままずれていくような傾向が見られるということですので、やはり小さい頃からの週間づけ、これは非常に大切なことというようなことが見られると思います。詳しい内容については小中学校で説明がございましたので、今回の説明については以上とさせていただきます。以上、報告第46号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第46号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第46号、第46号平成31年度全国学力・学習状況調査結果については報告、失礼しました、異議なしと認めます。したがって、報告第46号平成31年度全国学力・学習状況調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第13号令和2年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書は19ページからになります。提案理由でございますが、教科用図書の検定制度により検定された教科用図書のうちから令和2年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書を採択するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、議決を求めるものがございます。次の20ページをご覧ください。別紙でございます。まず20ページにつきましては、令和2年度から使用する小学校用教科用図書についての一覧でございます。この教科用図書の採択の経過といたしましては、本町が属します北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会において検討がなされ、8月5日に決定されたものでございます。本町といたしましてもその決定に異存がないものといたしまして、今回、採択結果をご提案するものでございます。続きまして、21ページですが、中学校用の教科用図書についてご説明申し上げます。中学校につきましては、平成28年度から同じ教科用図書を令和2年度まで引き続き使用するものでございます。特別支援の関係につきましては、採択する基準に変更がないことを申し添えさせていただきます。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

◎久保田教育長

それでは、私のほうから。

◎後木事務局長

教育長から補足があればお願いいたします。

◎久保田教育長

補足説明をさせていただきます。北海道第5採択地区は、空知管内岩見沢市を除く採択地区でございます。まず4月10日に、第1回目の協議会を岩見沢、空知教育局で開

催してございます。その中で協議会の役員、あるいは教科用図書の採択の方針、それから今後のスケジュール、協議、採択までの日程説明等、説明ございましたし、調査委員会を設けるといふことで、調査委員会につきましては、それぞれの今ほど小学校の記載の教科に1号委員、2号委員というのを定めまして、1号委員については、義務教育、小学校の校長、教頭及び教諭並びに市町教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的な知識を有する職員を1号委員として定めております。また、2号委員として学識経験者といふことで、調査委員会を、2回開催してございます。7月2日からそれぞれの調査委員会で個別に検討していただきまして、7月16日に第2回の教科用図書調査委員会及び小委員会でその選択、内容の説明について、調査の内容の報告書を作っていただいております。それに基づきまして、7月26日に、調査委員会の報告書を第2回的小部会を作りまして、小部会といふのは各空知管内の教育長で教科ごとに小部会を設けまして、小部会でその調査委員会の報告内容の説明を受け質疑を行い、小部会で7月26日に検討をし、協議を1回開催してございます。そして、8月5日に先ほどの第3回の協議会を開きまして、その内容の全体での説明を受けまして、更に小部会を経て採決といふことで決定をみてございます。なお、第2回の協議会につきましては、北海道の教科書対策の基準が4月の1回目の協議会のときには定まっていないといふことで、2回目については定まり次第同意するといふことで6月までに書面において今回の協議会を終了してございます。それぞれ質疑はございましたが、今ほど事務局長から報告した内容で原案可決といふことで協議会としては決定しております。以上でございます。なお、その際の意見等、採択の資料、小部会長の報告内容については、お手元のそれぞれの教科、どうしてこの出版会社を選んだかといふことで調査委員会の報告を基に小部会で議論して協議会に提案した内容が、お手元の小部会長の報告書でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上でございます。

◎後木事務局長

併せて採択された教科書がこちらに展示されておりますので、よろしければご覧いただきたいと思っております。

◎久保田教育長

備考欄については、ちなみに私は小部会で理科と家庭科を担当いたしました。理科については6出版会社の中から教育出版を小部会で選んだ、報告としてそういう見方でございます。家庭科は2社の中から1社を選考すると。ですから、出版会社の数でございます。

◎荒山委員

これは協議会の各委員に、それぞれの会社の教科書全部持って帰り、見て検討するんですか。

◎久保田教育長

まずは各市町で閲覧をしたのです。そして、いろいろな各意見をもらいながら、委員はこの小部会のときに、私どもは7月26日の小部会のときに全部の教科書を見て、そして、その調査委員会の報告、まとめ、報告についてその内容がどうなって、報告はどこにどうなっていますかとか、小部会で調査委員会の報告内容を確認するんです。そして、小部会としてはその内容を踏まえてどう選んでいくかといふことを検討します。そ

の前に、調査委員会では先ほど言いましたように、7月2日にまずその教科書調査委員会を開いて、16日までの間、調査委員で各社の内容について、どういうところが優れているとかということ进行分析していただいて、調査については先ほど言ったように学校長ですとか有識者にまず調査を委任して、その報告を小部会で聞いて、そして小部会で意見をまとめて空知の岩見沢市を除く教育長で構成する協議会で審議し承認したということでございます。調査委員会では、各社、この会社はこういうところが優れているという報告をいただくのですね。その中で小部会はどうするかというのを検討して、小部会としてはその優れた中でどうあるべきかというような研究、分析して、この教科書については、こういう理由によってこの教科書が適当であるということで推薦しますということを決めました。また、中学校については先ほど局長から説明がありましたように、図書については来年度改めて採択を行い、33年度から使用するという、中学校については今まで同様の教科書を今年度は使用すると、次年度については使用するということですので。ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長  
いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長  
それでは、これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長  
異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和2年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第14号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長  
それでは、議案書23ページをご覧ください。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。提出する議案については、別紙のとおりとしまして24ページの議案第14号別紙をご覧ください。今回の新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正につきましては、提案理由にございますとおり、小学校又は中学校を卒業する児童生徒の保護者に対し卒業アルバム代等を支給するためこの条例の一部改正について議決を求めるものでございまして、25ページの新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っておりますが、改正の内容としましては、就学援助の費目等ということで、第3条第1項について、第14号として卒業アルバム代等、小学校又は中学校を卒業する児童生徒に対して通常制作する卒業アルバム及び卒業記念写真並びにこれに付随する記念品の購入費の一言を加え、第4条第3号中の引用規程を第13号から第14号に改める改正となっております。なお、支給額の上限につきましては、小学校で10,890円、

中学校で8,710円ということで、この単価については国の補助基準に応じて決定しているものでございます。本町での支給対象予定数は、現在のところ小学校5人、中学校8人ということで支給が予定されております。なお、今回の支出につきましては規程予算内で対応できますので予算補正は生じていないというところにあります。また、附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第14号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について）に同意することについては、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第15号新十津川町議会定例会提出議案（公の施設の使用料等の改定に伴う関係条例の整備について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書27ページからになります。提案理由でございますが、1番下段にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。

提出議案につきましては、28ページからになります。今回の公の施設の使用料の改訂につきまして、まず経過について説明をさせていただきます。公共施設の使用料、教育委員会の施設に限らず役場の施設もそうですが、平成17年に行政改革に伴う改訂を実施して以降、ほとんどの施設で据え置きとされてきました。平成26年に消費税が8%に引き上げられましたが、このとき使用料の改訂を検討したのですが、10%への再引き上げのタイミングで見直すこととしまして平成26年については据え置きとしておりました。

令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられることが決定しておりますので、これに合わせた使用料改訂の検討を行ってきたところでございます。まず役場内部では使用料等の検討委員会というのを立ち上げまして5回協議しました。あと総合行政審議会、今年7月に開催し意見をいただいております。あとパブリックコメントとして今年7月31日から8月14日実施しております。今回の使用料改定の方針は、公共施設の維持管理費は受益と負担の公平、これを担保するために施設利用者に適切な負担を求めるということが必要でございますので、今回は消費税の引き上げがあるということで使用料の改訂が必要であるということから改訂するものです。基本的な改訂の考え方ですが、消費税引き上げ分、もともと5%のときに改訂しておりますが、今回10%ということでこれ

に対応した改定を基本とするということと、あと新しい料金は極力100円単位で分かりやすい料金体系、または値上げ幅が1.5倍を超えるような場合は50円単位とするという基本的な考え方とっております。あと町外料金に対する町民の低減率、これについては原則として据え置くという考え方、あと継続的な利用、施設の利用と健康増進を推進するということから体育施設のシーズン券などは政策として低減率を現状よりも高め、要するに安くするという事で町民料金を考えております。スケジュールにつきましては、この9月に行われる第3回定例議会において関係議案を上程するという予定となっております。また、周知期間も十分必要だということから、料金改定については来年、令和2年4月から施行するということが基本的な改訂の考え方でございます。それで議案に戻っていただきまして、教育委員会が所管する施設にかかわる改正ですが、これについては、29ページから改正の議案となっております。たくさん施設があるので、それぞれこの改正条例ありますけれども、内容については40ページの新旧対照表の方で、主な改訂点を説明させていただきます。まず金額の面でございますが、先ほど申し上げましたとおり消費税分の値上げということで、旧使用料に105分の110を乗じて算出するというのが基本的な考え方でございます。それが100円単位で上げ幅が1.5倍を超える場合は50円刻みにするとしております。また、先ほど申し上げましたとおり、この表の中でも、特に継続利用と健康増進を推進するという部分では、町民を対象として夏はサンウッドパークゴルフ場の高校生以上のシーズン券、冬はスキー場の高校生以上のシーズン券を割引率を上げていますと、要するに安くしているというようなこととしております。

また後ほど説明をさせていただきます。それでは、新旧対照表のまず41ページでございます。中ほどに、サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正がございます。使用料については先ほどの基本的な考え方で改正しておりますが、この中で先ほども申し上げました1番下の改正案のシーズン券12,000円ということで現行よりも、現行の14,000円より低い金額で設定しているということで、これが継続利用と健康増進のためということでの内容でございます。続いて、新旧対照表の44ページをご覧ください。使用料の表の下に備考欄がございます。この中で備考欄を改正しているところがありますので、そこも説明させていただきます。備考のまず4、専用使用とはというところがございますが、これについては現行の10人以上の構成員をもってという部分を、メインアリーナ、サブアリーナ又は会議室を専用してというふうに定義の文言を改正しております。それと現行の備考欄の10、入場料とはという部分がございますが、スポーツセンターのこの条例の使用料、上の表には、使用料という、入場料という文言が出てまいりませんので、これはかなり昔にあった取扱いの部分で、今はこの入場料という部分が必要なくなったということで、備考の10については削除しております。また、備考の12、専用使用の主たる利用者が町民以外の者のときは、3割増しの使用料とするということが旧条例にはございますが、この3割増しという備考欄ですが、これは他の施設においては既に3割増しという記載方法を変えておまして、使用料の中に、町民以外の者の料金を載せているという形式を取っておりますので、この備考欄で3割増しの使用料とするというものは削除して料金、使用料の表の中で示しているということとなります。続いて、45ページ、新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、表の1番下、旧、現行の条例ではスキー場リフト使用料シーズン券が10,000円となっておりますが、改正案ではシーズン券8,500円としております。これについても冬のスキー場の継続利用、あと冬の町民の健康増進を図るという目的からここは政策的に下げているという内容となっております。続いて、少しとびまして52ページでございますが、52ページにつきましては、ふるさと公園の屋外体育施設の

設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございますが、この中でふるさと公園野球場の表示の仕方を改正しております。現行の中ほどに入場料を徴収する場合、中学生以下、高校生以上、スポーツを職業としている者ということで、最高入場料金の20人分、30人分、70人分というような表現になっておりますが、これを改正案では町民以外の欄を新設しまして、この部分で、もともとの目的と同じ3割増しという内容で表示をしております。細かく申し上げますと、中学生以下が最高入場料の20人分と書いてありましたが、これについては30人分ということでございます。高校生以上については30人分というのを40人分に変えております。スポーツを職業としている者については70人分を90人分、これについては現行の人数に1.3倍、3割増しの人数としまして、端数については10人単位でまとめているということになります。

ですので、この高校生以上のところでは30人×1.3のおおよそ40人という10人刻みで改正しているというような単位となっております。続いて、新旧対照表の53ページですが、今言ったようなことがございまして、53ページの現行条例の備考欄、9でございまして、主たる利用者が町民以外のときは、この表により算出した使用料の総額の3割増しの使用料とするというふうに旧現行条例ではございましたが、これは表の中に先ほど説明したような形で3割増しの料金を、表示するということからこの備考欄の9は削除となっております。続いて、新旧対照表の57ページ、新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございますが、これまで温水プールについては、回数券については11回券ということとしておりましたが、この11回券というのは体育施設だけに残っていたということがございまして、これにつきましては他の施設と合わせて11回券から12回券に改正するようなことで、料金を改訂しております。1枚増やした形で料金については改正を考慮したというような形で、4,000円が4,500円になっている内容としております。以上で主な改正点、それ以外については先ほどの金額の基本的な考えについての改正でございますので、以上で説明とさせていただきますが、経過措置としましては、38ページ、39ページに経過措置が記載されています。経過措置につきましては、この条例によりまして改正前のそれぞれの規程により、使用また利用の許可が申請されている場合につきましても、来年の4月1日以降につきましては改正後の料金を使いますよという中身となっております。3につきましては、この改正前に買った回数券でございまして、これについては来年度、令和2年度、1年間に限り有効ですよという規程となっております。まあ経過措置については以上のことで附則としてここに記載されております。以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

基本的なことでは恐縮ですけれども、この新旧対照表とかに載っている数字は税込金額ですよ。どうですか。

◎後木事務局長

税込です。

◎松倉委員

ということは、来年の4月から新しい料金にするということは、今年の10月から来年の3月までは利用者に値上げを求めないということで、増税分2%は誰が負担するのだという話は問題にはなりませんか。

◎後木事務局長

これまでも、この料金の改訂については、増税分については一応計算しますがけれども、その増税分を役場として納入しなければならないという、地方公共団体ですので、それは納入が必要ありませんので、消費税分も上がった分はいただきますけれども、どこかに納めるから足りないじゃないかということには地方公共団体は 아닙니다。

◎荒山委員

そうしたら上げなくてもいい。

◎後木事務局長

それは先ほど1番最初に申し上げました負担の公平ということで、全員が使っているものではなくて利用者が使っているものですので、それが料金が下がるということは使わない人からも税金を集めるということになってしまうので、それは使った人から応分の利用料金をいただきましょうというのが原則。ですから、取らないということになりますと、利用者も払わないけれども利用していない人も使っていないのに税金から集める、最終的には集めなければならないと、やっぱり応分の負担、使う分の応分の負担をしていただきましょうということで消費税の値上げ分については今回改正させていただきますというような中身での改正となっております。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第15号新十津川町議会定例会提出議案(公の施設の使用料等の改定に伴う関係条例の整備について)に同意することについては、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務

局より提案ありますか。

◎後木事務局長  
ありません。

◎久保田教育長  
ないということですので、以上をもちまして令和元年第8回教育委員会定例会を閉会  
いたします。

(閉会 午後4時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 荒 山 直 人